

国家戦略特区特定事業 《旅館業法の特例》

【現行】

旅館業法第3条関係

原則、宿泊期間が1ヵ月未満の施設では旅館業法が適用される。
(都道府県(保健所設置市又は特別区については、当該市又は特別区)の運用)

＜旅館業法の適用による主な義務＞

- フロントの設置、宿泊者名簿の作成義務
- 衛生管理、保健所による立入検査 など

【特例】

国家戦略特別区域法 第13条関係

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特区法の特定事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家戦略特区法の特定事業を行おうとする者は、その事業について都道府県知事の特定認定を受けることにより、その事業には、旅館業法の規定は適用されない。

法律

国家戦略特区において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき条例で定めた期間(7日～10日)以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの
(※滞在するのは日本人でも外国人でも構わない)

法施行令 第12条関係

政令

- ・施設使用期間:7日から10日までに於いて条例で定める期間以上
- ・一居室の床面積:原則25平方メートル以上 等

※国家戦略特区に指定された地域であれば、本事業を区域計画に位置付け、総理認定を受けることにより実施できる。

事業の
実施者

国家戦略特区法の特定事業に該当することについて
都道府県知事が認定

旅館業法の規定の適用除外 ⇒住宅として取り扱う